

宮崎市脱炭素先行地域づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市脱炭素先行地域づくり事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第 2203301 号。以下「国交付要綱」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第 2203303 号。以下「国実施要領」という。）において使用する用語の例による。

2 前項のほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象地域 本市が国交付要綱第10条の規定に基づき作成した地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（以下「事業計画」という。）において、脱炭素先行地域づくり事業を実施する区域として定められた地域をいう。

(2) 再エネ100%電力 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱）によって発電された電力（小売電気事業者等の再エネメニューの活用又は再エネ等電力証書（地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における調整後排出量の算定・報告に利用可能な国内認証排出削減量・海外認証排出削減量）の活用による調達を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、対象地域内で電力消費に伴うCO2排出実質ゼロの達成等に向けて取組みを行う者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 対象地域内に所在する施設等の所有者

(2) 対象地域内に所在する施設等を賃借又は使用する者であって、当該施設等の所有者から、補助対象設備の設置について同意を得ているもの

(3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 本市の市税（個人にあつては、個人市民税及び個人事業主として課される市税を合

む。)を滞納している者

(2) 宮崎市暴力団排除条例(平成23年12月16日条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者

(3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

(補助事業の要件等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 対象地域内に所在する施設等を対象とした事業であり、かつ、事業計画に位置付けられたものであること。

(2) 市長が別途通知する日までに当該対象施設等の使用電力を再エネ100%電力に切り替え、少なくとも2030年度末までこれを継続し、かつ、宮崎市の求めに応じて必要な事項を報告すること。

(3) 前号の場合において、補助対象者が当該対象施設等に係る電力契約を行っていないときは、補助対象者は、当該電力契約を行う者に対し、前号についての同意を得ること。

(4) 補助対象者は、補助事業を実施するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(5) 前号の規定による契約の相手方の選定にあたっては、市と民間事業者等が連携しながら必要な取組みを具体的に推進するため、本市が設置する宮崎市脱炭素先行地域ワーキンググループに登録している事業者等による競争に付し、発注して実施するものであること。ただし、次のいずれかに該当する事業については、この限りではない。

ア 補助対象事業区分が「ZEB(新築)」である事業(当該事業において一体的に整備される別表第1の1及び2に掲げる事業を含む。)

イ 補助対象事業区分が「ZEB(既存建物)」である事業(別表第1の1から3までに掲げる事業を含む。)

ウ 建物の構造上又は建物の賃貸借契約若しくは管理規約等の規定により、ワーキンググループ登録事業者以外の者に施工させることが不可避であると市長が認める場合

(6) 補助対象者が設備を所有するものであること。ただし、PPA(エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。)又はリース(レンタルを含む。)契約により設備を導入する事業は、対象としない。

(7) 新築の施設等に対する別表第1の1から3までに掲げる事業にあつては、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)においてZEBの認証を取得するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、原則として、同一対象施設等における同一種類の対象設備に対する補助金の交付は、1回に限るものとする。ただし、補助対象事業区分が異なる場合、又

は導入する対象設備の設置場所若しくは範囲が明確に区分されている場合であって、かつ、当該対象事業と重複しないことが確認できるときは、この限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1に定める補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の額から、県その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額に、同表に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の補助対象設備に対して、この補助金と他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を併用することはできない。

3 第1項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 予算の範囲内において交付するものとし、予算を超過する場合は、補助金の額を減額又は交付しないことができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2及び第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第8条に規定する複数年度事業承認通知書を受けた者は、当該承認を受けた事業期間内の各年度において、前項の規定による申請を行わなければならない。

3 第1項の場合において、補助対象の対象となる施設等の所有権が複数人の共有に属するときは、共有者全員の協議により代表申請者を1名選任しなければならない。この場合において、代表申請者以外の共有者は、当該補助事業に関する一切の権限を代表申請者に委任し、又は同意するものとし、当該代表申請者を第1項の申請者とみなす。

4 申請者は、次条の規定による交付決定の日以降に、補助事業に着手（補助事業に係る契約の締結又は工事の着手のいずれか早い方をいう。以下同じ。）しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、次条の規定による交付決定の通知を受ける前に補助事業に着手する場合において、第1項の規定による申請と同時に補助事業事前着手届出書（様式第2号）を市長に提出し、その受理がされたときは、この限りではない。

5 申請者は、前項ただし書の規定により補助事業に着手した場合において、交付決定がなされなかったとき、又は交付決定の額が交付申請額に達しなかったときは、異議を申し立てることができない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（複数年度事業の承認申請）

- 第8条 申請者は、複数年度にわたり補助金の交付を受けようとする場合は、第6条第1項に規定する交付の申請のほか、複数年度事業承認申請書（様式第5号）にその他市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。
- 2 複数年度事業承認申請書及び添付書類は、原則として、補助事業の実施初年度に係る第6条第1項の規定による申請と同時に提出しなければならない。
 - 3 市長は、複数年度事業承認申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じた現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適当と認めた場合は、複数年度事業の承認を決定するものとする。
 - 4 市長は、前項の審査等により、複数年度事業として不相当と認めた場合は、複数年度事業の不承認を決定するものとする。
 - 5 市長は、第1項の申請書を受理した日から30日以内に、前2項の決定をするものとし、必要があると認めた場合は、第3項の決定に関し、必要な条件を付することができる。
 - 6 市長は、第3項の規定により承認した場合は複数年度事業承認通知書（様式第6号）により、第4項の規定により承認しなかった場合は複数年度事業不承認通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。
 - 7 市長は、第3項の規定による承認をした場合であっても、翌年度以降の補助金の交付については、各年度の予算の範囲内において決定するものとし、当該承認によって翌年度以降の交付を確約するものではない。

（申請の取下げ）

- 第9条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から30日以内に、補助金交付申請取下書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業等の変更）

- 第10条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更承認申請書（様式第9号）に別表第4に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- （1）交付決定額を変更しようとするとき。ただし、交付決定額から20%以内の減額について

ては、この限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、その目的の達成に支障を及ぼさないと認められるものについては、この限りではない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合。ただし、交付決定通知日が属する年度の2月20日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前営業日。以下同じ）までに次条に規定する実績報告書を提出できる場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、事業計画変更承認通知書（様式第10号）又は事業計画変更不承認通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更の承認の決定をする場合において、必要に応じて、交付決定若しくは第8条第3項の規定による承認の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は交付決定通知日が属する年度の2月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第12号）に別表第5及び別表第6に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条の規定により複数年度事業の承認を受けた場合の提出期限は、当該補助事業が完了した年度の2月20日（当該完了した日から起算して30日を経過した日が早い場合は、その日）とする。

3 補助対象者は、やむを得ない理由によって、前2項の期限までに提出することができない見込みとなった場合は、速やかに市長に報告のうえ、その指示に従わなければならない。

4 補助対象者は、第8条の規定により複数年度事業の承認を受けた場合又は第10条第1項の規定による承認を受け補助事業が翌年度にわたる場合において、当該年度の事業が翌年度にわたるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、年度終了報告書（様式第13号）に別表第7に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度において補助金の交付（出来高払）を希望する場合 当該年度の2月20日

(2) 当該年度において補助金の交付（出来高払）を希望しない場合 当該年度の3月31日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前営業日。）

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の

決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第14号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業の成果をこれに適合させるために必要な措置をとるべきことを当該補助対象者に対して指示することができる。
- 3 前項の規定による指示により必要な措置が講じられたと認めるときは、第1項の規定を適用する。
- 4 市長は、第8条第1項の規定による承認を受けた補助事業について、第11条第4項の規定による年度終了報告書の提出があった場合において、市長が必要があると認めるときは、年度終了報告書を実績報告書とみなして、第1項の規定を適用することができる。

（補助金の交付等）

第13条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（第8条第3項の規定により複数年度事業の承認を受けた場合にあつては、補助事業の完了又は第11条第4項の規定による年度終了報告書を提出し、市長が認める場合に限る。）は、第12条第1項の規定による補助金交付確定通知書の通知を受けた後、市長が別に定める日までに補助金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、第8条の規定により複数年度事業の承認を受けた補助対象者に対し、当該年度の予算の範囲内において、出来高に応じた補助金（以下「出来高払」という。）を交付することができる。
- 3 前項の規定による出来高払の交付を受けることができる要件は、次の各号の全てを満たすものとする。
 - （1）当該年度の2月20日までに、出来高に係る部分の施工、納品及び検査が完了していること。
 - （2）出来高に係る部分が、設備の納入、基礎工事の完了等工程が明確に区分され、かつ、客観的に確認できるものであること。
 - （3）出来高に係る部分の経費について、補助対象者から施工業者等への支払いが完了していること。
- 4 前項第2号の規定にかかわらず、単純な工事進捗率等に基づくもの又は客観的な成果物が確認できない状態での出来高払は認めないものとする。
- 5 出来高払による交付を受けようとする補助対象者は、第11条第4項の規定による報告の完了後、速やかに補助金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、第1項又は前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、複数年度事業の承認を受けた者が、補助事業の完了による実

績報告に基づき補助金の交付を請求する場合において、第12条第4項の規定により適用される同条第1項の規定による通知に基づき交付された補助金（以下「出来高払交付額」という。）があるときは、第12条第1項の規定による確定額から当該出来高払交付額を控除した額を請求するものとする。

（補助金の額の再確定）

- 第14条 補助対象者は、第12条第1項の規定による補助金交付確定通知書の受領後、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条に準じて提出するものとする。
- 2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。
 - 3 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金を既に交付しているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 4 市長は、補助事業の完了により補助対象者に相当の収益が生じると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。
 - 5 第3項に基づく補助金の返還については、次条第5項の規定を準用する。

（交付決定の取消等）

- 第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は法令、条例、規則若しくはこの要綱に基づく市長の指示に従わなかったとき
- 2 前項の規定は、補助事業について補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取消をした場合は、補助金交付決定取消兼返還命令書（様式第16号）により補助対象者に通知するものとし、補助事業の当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助対象者にその返還を命ずるものとする。
 - 4 市長は、前項の返還を命ずる場合、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 5 第3項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、市長は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95

%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(事情変更による交付決定の取消等)

第16条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に執行した場合におけるその執行に係る部分については、この限りではない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助対象者が補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合。ただし、補助対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。

(関係書類の保管)

第17条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について、次条第2項に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(財産の処分等)

第18条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した取得財産等(取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産に限る。)について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める補助対象設備の耐用年数の期間(以下「処分制限期間」という。)内に、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。

3 前項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めるときは、環境省九州地方環境事務所長の承認を受けた上で、財産処分の承認を決定するととも

に、当該補助対象者に対して書面で通知する。

- 5 市長は、補助対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 6 市長は、第3項の規定による申請をした者について、正当な理由がないと認めるときは、当該補助対象者に対して書面で通知する。

(再エネ100%電力契約状況の報告)

第19条 補助対象者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から2030年度末までの間において、市長から求めがあったときは、市長が別途通知する日までに、補助事業に係る電力契約状況報告書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

(自家消費割合の報告)

第20条 太陽光発電設備に係る補助対象者は、補助事業の完了した日の属する年度から2030年度末までの間において、市長から求めがあったときは、市長が別途通知する日までに、補助事業に係る自家消費割合実績報告書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

(脱炭素先行地域づくり事業等に関する協力)

第21条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、次の各号に掲げる事項について協力しなければならない。

- (1) 補助事業の成果に係る調査、データの提供その他本市の事業計画の推進及び検証のために市長が必要と認める事項
- (2) 本市が実施する補助事業の広報、イベントその他カーボンニュートラルの普及啓発に関する活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の事業計画の実現のために市長が必要と認める事項

(報告、立入検査及び指示)

第22条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要があると認めるときは、補助対象者に対して、補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助対象者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 補助対象者は、第1項及び第2項の規定による報告、検査、質問等に対し、正当な理由なくこれを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(その他)

第23条 補助対象者は、この要綱に疑義が生じたとき、この要綱により難い事由が生じたとき、あるいはこの要綱に記載のない細部については、市長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。